

特集 調査士放談

「土地家屋調査士」の名称をスマートに変更しませんか

上野 誠治

土地家屋調査士法（昭和25年7月31日法律第228号）

第1章 総則

第2条（職責）

土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、・・・

上記のように、法では「土地家屋調査士」の名称が長いから、「土地家屋」をはずし、「調査士」という略称で使用されている。

以前、幾度か耳慣れない言葉で呼ばれたことがある。

「家屋（かおく）調査士」さん

「土地家屋（かや）」さん

などである。

やはり一番多く呼ばれた名称は、覚えやすく呼びやすい「調査士」さんである。一般的にも多く呼ばれていると思う。

「調査士」と呼ばれて心地よかった記憶があり、何となく「調査士」だけの呼称はしっくりとくる。

「調査士」に変更する理由は、「土地家屋」という文字は大役を果たし、もう既に一般的には前述した呼称で通っているからである。

よって、覚えやすい親しみのある名称の方が国民に浸透されやすく、ひいては調査士会の発展並びに社会に対して貢献できるものと思う。

ちなみに、「家屋（かおく）」という表現は、昭和22年に制定された「家屋台帳法」に由来するものであり、これに「土地台帳法」の「土地」を用いて、「土地家屋」調査士という名称の参考とされたと聞いている。

当時（昭和25年）は、「家」のことを「家屋」という表現で抵抗もなく、今日まできているが、現代においては「建物」と表現するのが一般的である。

追記 私の中では、下記の二つの案も挙がりましたことを申し添えておく。

名称については、前述のとおり「調査士」がいいと述べた。しかし、本音を吐くと、少し古くさい名称案ではあるが、「検地士」が、何となく権威があるようで、その上、検査の「検」と、土地の「地」が組み合わせられているから、よいと思うところでもある。

1、けんち【検地】の意味

近世、年貢の徴収と農民支配を目的に、幕藩領主が行った土地の測量調査。検地帳に田畑の面積・等級・石高・名請人などを記載し、領主支配の基礎とした。豊臣秀吉の太閤検地以後、全国的規模で行われた。竿入れ。縄打ち。

名称案：「検地士」

2、ほうむ【法務】の意味

法に基づいて行う、当然、果たさなければならぬ事柄。任務、義務など。

名称案：「法務士」

但し、この名称案は、後から気づいたことだが、行政書士と司法書士も検討中ということだ。韓国の方では同じ意味合いで使われているという。

ちなみに、司法書士は1回名称変更されている。

1935年（昭和10年）- 旧司法書士法制定「司法代書人」から「司法書士」に名称変更。

土地家屋調査士の由来

(・・・昭和25年のある日) 次の日衆議院法制局に出頭し、昨日引き合わせてもらっている福原忠男第二部長のところへゆき「ご苦労さまでございます。よろしく願い致します。」という三人に、福原は軽く会釈を返すと、「まず名称ですが土地家屋整理士法の整理士は何だか殺し屋のようで語呂が悪いから土地家屋調査士法にしよう。いいですね。」と言い、三人が依存のない旨を答えると、「まずこれは決まり」と言い、(決定した経緯である。)

参考文献 1991年6月25日武蔵野書房発行「日本を測る人びと」から原文のまま引用(ただし、括弧書きは筆者)

今年度は法の制定60周年記念であり、区切りがよいので、一度、日本土地家屋調査士会連合会に持ち上げて、全国会員の意見を聞いたらどうだろうか。私が一人で騒いでいても、無意味になりそうな気がしてならない。もう一つの案件(登録免許税法の「改正案を考える」について一言)と、セットで行動を起こしたら、いかがなものだろうか。

登録免許税法の「改正案を考える」について一言

上野 誠治

土地家屋調査士(以下「調査士」という。)試験に合格して開業するには、登録免許税を納めて、「人の資格」の登録をし、各都道府県にある調査士会に入会をしなければならない。

登録も、もちろん調査士会への入会も強制的だ。これに違反をすると、罰則規定が設けられている。

登録免許税(とうろくめんきょぜい)とは、登録免許税法に基づき、登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明について課せられる国税で流通税である。

現在、調査士の「人の資格」の登録免許税は3

万円(同法「別表第一」の三十二(六)イ)である。ちなみに弁理士は6万円である。この登録免許税額の差は端的に言うと、資格のランクの位置づけであると思う。

誰がどういう理屈でランク付けをしたのかは、はっきりと分からないが、根拠があるのだろうか。こういうことを一方的に押し付けられたら、たまったものではない。打ち崩す必要がある。要するに、調査士の力が備わってきたので、税額を見直そうと頑張れば、報われると思うが、いかがなものか。国が一番偉いのではないが、ここにきては、皆さん、国にお願いしよう。生ぬるくて、意気地無しでは駄目だ。放って置けば安く見られるだけだ。ここで小生一人が失笑をされるのは覚悟の上だ。どうぞご自由に笑ってやって下さい。恥も外聞も小生は気にしない。調査士全体が良くなればいいことだ。それで良いではないか。

調査士は、当初、この法律が出来た時にランク付けされたものであると考えられる。爾来、見直しの改正はなされていないと思うが、小生の勉強不足があるので、分からない所もある。どうぞご勘弁頂きたい。

一度、ここで立ち止まってランクについて皆さんと一緒に考えてみようではないか。

調査士は地味であるが、先輩諸氏が切磋琢磨をされ、だいが世間の認知度が高くなってきている。しかし、まだまだ我々が引き続き、責任を持って、不動産権利の基である物件の調査などの職責をこなし、社会に貢献をして、当然に喜ばれる必要がある。それに連れて我々の生活も安定すると思う。

つまり、相乗効果が期待されるということだ。

よって、出し抜けの話ではあるが、ここで我慢をせず、あるいは関心を持って、色々な方面に働きかけ、これを取っ掛かりに強行突破もあり得るのだ。

日本土地家屋調査士会連合会を筆頭に全員で頑張ろう。

我々のレベルが更に高度になっているので、間違いなくハイレベルになっている。この主旨は、その為に登録免許税額を変更するのだ。自信を持って当初のランクを見直し、登録免許税額アップの変更を国会にお願いしよう。我々調査士の知恵

の力を発揮して、成就するよう、しがみついて、あきらめず働きかけ、議員立法で採択して頂きたいものである。この際は、頭にくるが、国を立てよう。法という仕組みがあるからしょうがないんだ。だよなあ・・・よし、早くジャブを出そう。何度でもいい。

しかし、他の資格のことは、一切考える必要はない。我々のことだけを考えればよい。

変更案の税額は1件につき6万円である。

参考に「人の資格」の登録状況を一覧にする。
(一部、はしょっている)

イ 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第17条(登録)の公認会計士の登録	登録件数	1件につき6万円
ロ 公認会計士法第16条の2第1項(外国で資格を有する者の特例)の外国公認会計士の登録	登録件数	1件につき6万円
(二) 行政書士法(昭和26年法律第4号)第6条第1項(登録)の行政書士の登録	登録件数	1件につき3万円
(三) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第8条(弁護士の登録)の弁護士の登録	登録件数	1件につき6万円
(四) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和61年法律第66号)第24条第1項(登録)の外国法務弁護士の登録	登録件数	1件につき6万円
イ 司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条第1項(司法書士名簿の登録)の司法書士の登録	登録件数	1件につき3万円
ロ 司法書士法第3条第2項第2号(簡裁訴訟代理等関係業務の認定)の認定	認定件数	1件につき5000円
(六) 土地家屋調査士の登録又は認定		
イ 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条第1項(土地家屋調査士名簿の登録)の土地家屋調査士の登録	登録件数	1件につき3万円
ロ 土地家屋調査士法第3条第2項第2号(民間紛争解決手続代理関係業務の認定)の認定	認定件数	1件につき5000円
(七) 税理士法(昭和26年法律第237号)第18条(登録)の税理士の登録	登録件数	1件につき6万円
イ 技術士の登録	登録件数	1件につき3万円
ロ 技術士補の登録	登録件数	1件につき15,000円
盧 医師又は歯科医師の登録	登録件数	1件につき6万円
濃 薬剤師の登録	登録件数	1件につき3万円
濃 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は歯科技工士の登録	登録件数	1件につき9000円
イ 歯科衛生士法第6条第1項(登録)の歯科衛生士の登録	登録件数	1件につき9000円
イ 救急救命士法第6条第1項(登録)の救急救命士の登録	登録件数	1件につき9000円
イ 言語聴覚士法第6条第1項(登録)の言語聴覚士の登録	登録件数	1件につき9000円
イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条の3第1項(登録)のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の登録	登録件数	1件につき9000円
イ 柔道整復師法第6条第1項(登録)の柔道整復師の登録	登録件数	1件につき9000円
(十五) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第4条第3項(登録)の管理栄養士の登録	登録件数	1件につき15,000円
イ 理容師法第5条の2第1項(登録)の理容師の登録	登録件数	1件につき9000円
イ 美容師法第5条の2第1項(登録)の美容師の登録	登録件数	1件につき9000円
イ 社会福祉士の登録	登録件数	1件につき15,000円
ロ 介護福祉士の登録	登録件数	1件につき9000円
(十九) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第28条(登録)の精神保健福祉士の登録	登録件数	1件につき15,000円
イ 獣医師法第7条第1項(登録)の獣医師の登録	登録件数	1件につき3万円
イ 社会保険労務士法第14条の2第1項(登録)の社会保険労務士の登録	登録件数	1件につき3万円
ロ 社会保険労務士法第2条第2項(社会保険労務士の業務)の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	申請件数	1件につき5000円
イ 第1種作業環境測定士の登録	登録件数	1件につき3万円
ロ 第2種作業環境測定士の登録	登録件数	1件につき15,000円
(二十三) 計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項(登録)の計量士の登録	登録件数	1件につき3万円
(二十四) 弁理士法(平成12年法律第49号)第17条第1項(登録)の弁理士の登録	登録件数	1件につき6万円
イ 1級小型船舶操縦士の登録	登録件数	1件につき2000円
1級水先人の登録	登録件数	1件につき6万円
(二十八) 海難審判法(昭和22年法律第135号)第21条第1項(登録)の海事補佐人の登録	登録件数	1件につき3万円
(二十九) 海事代理士法(昭和26年法律第32号)第9条第1項(登録)の海事代理士の登録	登録件数	1件につき3万円
イ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第15条(登録)の不動産鑑定士の登録	登録件数	1件につき6万円
(三十二) 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項(登録)の1級建築士の登録	登録件数	1件につき6万円
(三十四) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第30条第1項(登録)のマンション管理士の登録	登録件数	1件につき9000円
イ 測量士の登録	登録件数	1件につき3万円
ロ 測量士補の登録	登録件数	1件につき15,000円